

宍粟市 市有林整備事業 仕様書

I 一般事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 仕様書に規定のない事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 明示のない事項及び不明瞭な点については、すべて監督員の指示を受けて行うこと。
- 4 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
- 5 事業地内の火災防止に万全を期すること。
- 6 作業個々の具体的な事項については、次の作業別仕様によって実施すること。
- 7 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。
- 8 施業にあたり、使用する既設林道、作業道の改良及び災害等補修については協議を行うこととする。また、通常の維持管理に係る補修については請負業者が必要に応じて補修を行う事とする。
- 9 工事期間中は森林作業中である事を表示し、一般者の立ち入りに注意を払うと共に、作業を行わない日は作業道等に安易に進入できないよう講ずること。

II 森林災害復旧事業仕様書

請負者は、被害木等の整理及び搬出に当たっては次の各号によらなければならない。

- 1 被害木等の整理の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 被害木等の整理の対象木は、倒伏・幹曲り・折損被害木とする。
 - (2) 被害木以外についても、将来被害を受けると思われる場合は被害木等の整理の対象木とする。ただし、監督員の指示を受けて行うこと。
- 3 作業の方法
 - (1) 被害木等の整理
 - (ア) 「改訂 絵でみる台風被害木処理作業マニュアル」によること。
 - (イ) 施工地の整理は、跡地造林の支障とならないよう整理すること。
 - (ウ) 施工後、施工地内の残存物(根株等)が流出等しないよう整理すること。
 - (2) 被害木等の搬出
 - (ア) 被害木等の搬出は、安全かつ効率的な方法で行うこととし、施工計画書により承認を得ること。
 - (イ) 被害木等は施工地外へ搬出集積すること。
 - (ウ) 搬出した被害木等の運搬先は、別途特記仕様書によること。

III 除間伐事業仕様書

請負者は、伐倒及び選木に当たっては次の各号によらなければならない。

- 1 除間伐等の整理の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 除間伐等の伐倒の対象木は、幹の形質に大きな欠点があるか、成長状態が著しく劣っている木とする。例えば、曲がり木、二又木、傾斜している木、病虫害木などとする。
 - (2) (1)以外についても、残す木の配置状況を勘案し伐倒の対象木とする。

3 伐倒の方法

- (1) 残存木を損傷しないように注意して伐倒方向を定め、かかり木を生じないように完全に林地に地着させること。
- (2) 歩道や林道法面などに掛かった場合は除去すること。
- (3) カズラ類が巻きついている場合は、カズラ類を除去してから伐倒すること。
- (4) 伐倒木については、簡単な玉切り、枝払いを行うこと。
- (5) 施工後、施工地内の伐倒木等が流出等しないように整理すること。

IV 下刈事業仕様書

請負者は、下刈に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 下刈の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 下刈の方法
 - (1) 植栽木の成長に支障のあるもの、又はそのおそれのある雑草、つる、笹及び雑木、かん木等(以下「雑草類」という。)を刈払うこと。
 - (2) 下刈手入れは、基本的にすべて全刈りによって実施するものとする。ただし、林地の状況及び監督員の指示により、すじ刈、つば刈等を実施する場合もある。
 - (3) 刈払いに当たっては、植栽木を損傷しないように、予め植栽木の周囲を刈払い、植栽木の位置を明らかにした後、刈払いを行うこと。
 - (4) 植栽木に巻きついているつる類は、すべて切断し、損傷しないようにして取り外すこと。
 - (5) 植栽木であっても不良木、被害木でいずれ除去されるものは、刈払いの対象とする。また、植栽木で2本以上に分岐しているものは、優良なものを1本残して、他を切取ること。
 - (6) 植栽木の損傷が著しい部分を発見した場合は、作業を中止し、速やかにその状況(位置、面積、原因等)を監督員に報告の上、その指示を待つこと。
 - (7) 刈払った雑草類については、歩道上等に置かないこと。
 - (8) 複層林の下刈は、すじ刈(幅1.2m)とすること。

V 新植仕様書

請負者は、新植に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 地拵
 - (1) 植付予定区域内の雑草、ササ、かん木及びつる類(以下「雑草類」という。)は、植付及び保育作業に支障となるものを刈払うこと。
 - (2) 雑草類はできるだけ地際から刈払うこと。
 - (3) 末木枝条等が少なく、植付に支障がなければ、そのまま放置するかバラ播くこと。
 - (4) 末木枝条等の長大なものがある場合は、植付及び保育作業に支障とならないよう2m程度に切断すること。
 - (5) 刈払った雑草類や末木枝条は、植付に支障のないように筋置きするか、岩石地等植付できないところへ集積すること。
 - (6) 筋の方向は原則として等高線方向とすること。
 - (7) 刈払物や末木枝条等を集積する場合の幅は1.5m程度とすること。
 - (8) 上下接近作業を避け、転石、転倒木を安定させて作業すること。
 - (9) その他監督職員の指示に従うこと。
- 2 植付

- (1) 植栽本数は、3,000本/haとする。
- (2) 苗木は、(1)病虫害にかかっておらず傷がなく健全なもの、(2)枝張りの均整がとれよく張っているもの、(3)根張りがしっかりし適当に細根があるものを選び、直射日光にあてないよう、また、風通しのよいところに放置しないよう乾燥に注意すること。
- (3) 植付間隔は、おおむね1.80mの正方形植えとする。
- (4) 岩石地等の障害物があるときは、左右(等高線方向)に位置を変えて植付けること。
- (5) 表土をよく耕転し、苗木の大きさ応じた植え穴を作り、植付けること。
- (6) 植え穴には石や地被物をできるだけ混入させないこと。
- (7) 土と苗木の根がよく密着するように苗木の周辺を軽く踏むこと。
- (8) 苗木の周囲を地被物で覆い、乾燥害、寒害に備えること。
- (9) 上下接近作業を避け、転石、転倒木を安定させて作業すること。
- (10) その他監督職員の指示に従うこと。

Ⅵ 列状間伐仕様書

別紙のとおり。